

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
資格更新委員会規約

目的

第1条 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格更新委員会（以下、「委員会」という）は、臨床発達心理士の資格更新にかかわる事業を行うことを目的とする。

委員

第2条 委員会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 同委員の任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。
- 3 委員の任期は2年とする。再任は3期（6年）まで妨げない。
- 4 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。
- 5 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

決議

第3条 委員会決議は、委員の過半数が出席（委任状出席を可とする）し、その過半数をもって行う。

事業

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 臨床発達心理士の資格更新に関わる業務
- (2) 資格更新ポイント付与に関わる業務
- (3) 資格更新研修会の承認に関わる業務
- (4) 承認団体の承認に関わる業務
- (5) その他目的に必要な業務

細則

第5条 第4条の業務に関わる手続きは、別途細則に定める。

承認

第6条 委員長は、資格更新の結果および、承認団体の承認の結果を理事会に報告し、承認を得る。

2 委員長は、資格更新研修会の承認の結果を理事会に報告する。

本規約の変更

第7条 この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

委任

第8条 この規約に定めるもののほか、この委員会に必要な事項は、細則、内規、ガイドライン等を別途定め、理事会の承認を得る。

備考：臨床発達心理士の資格更新に関わる業務に関しては、2022年度は資格認定委員会の業務とし、2023年度より本委員会の業務とする。

施行期日

2023年2月19日より施行する。

改定

2023年6月11日 一部改定